平成３０年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

平成３０年４月２８日から平成３０年９月１４日まで（前回報告から本日まで）

２　概　　要

　　期間中、２６件（２７名）の懲戒処分を行った。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | ３ |  | ８ | ５ | １６ |
| 支援学校 |  | １ | １ | １ | ３ |
| 中学校 | １ |  | ２ | １ | ４ |
| 小学校 | １ | ３ |  |  | ４ |
| 合　計 | ５ | ４ | １１ | ７ | ２７ |

（１）一般服務関係…１６件（１６名）

①体罰…４件（４名）

ア　府立高等学校　男性教諭（２８歳）『減給５月』

平成２９年３月から１２月にかけて、顧問を務めるクラブの指導中、ミスをするなどした４名の部員に対し、頭や頬を叩く、足を蹴るなどの体罰をした。

さらに、同教諭は、複数の部員に対し、「お前なんかおらん方がいい」、「死ね」などの暴言を発した。

イ　府立高等学校　男性教諭（４０歳）『減給４月』

平成２９年７月、顧問を務めるクラブの指導中、二人の男子生徒に対して、拳骨や傘の柄で頭部を叩く、物を投げるなどの体罰を行った。

また、同教諭は、平成２９年４月以降、特定の生徒に対して、常態的に、「あほ」、「俺の前から消えろ」、「しばくぞ」、「くそガキ」などの暴言を発した。

ウ　府立高等学校　男性教諭（３１歳）『減給２月』

平成２９年１１月、授業中に女子生徒を指導した際、当該生徒の背中を押す、座り込んだ当該生徒を足で押す、腕を引っ張るなどの体罰をした。

さらに、同教諭は、当該生徒の保護者に、自身の行為を正確に報告しなかった。

エ　市立中学校　男性教諭（４１歳）『減給１月』

平成２９年８月及び１２月、顧問を務めるクラブに所属している生徒を指導した際、３名の男子生徒の頬を叩く、胸を押すなどの体罰を行うとともに、他の男子生徒に不適切な発言をした。

また、同教諭は、過去に生徒への不適切な指導をしたとして、市教育委員会などから指導を受けていたにもかかわらず、今回、体罰を行った。

３－２

②卒業式における不起立…２件（２名）

・　府立高等学校　男性教諭（５６歳）『戒告』

　　府立高等学校　女性教諭（４６歳）『戒告』

それぞれの在籍校で行われた平成２９年度卒業式において、教育長及び校長からの職務命令に従わず、国歌斉唱時に起立斉唱しなかった。

③生徒への不適切な言動…４件（４名）

ア　府立支援学校　男性教諭（５８歳）『減給６月』

平成３０年３月から４月にかけて、女子生徒と私的なＬＩＮＥのやり取りをする、二人きりで外出して食事を奢る、旅行に誘うといった不適切な行為をした。

また、同教諭は、当該生徒に不適切な発言をした。

イ　府立高等学校　男性教諭（２９歳）『減給３月』

平成３０年２月、特定の女子生徒に対して、勤務時間中や深夜の時間帯などに私的なＬＩＮＥのやり取りをし、遊びに誘うといった不適切な行為をした。

　　　ウ　府立高等学校　男性教諭（４４歳）『減給１月』

平成３０年１月から２月にかけての授業中、男子生徒に対して、「学校辞めてまえ」などの不適切な発言をした。

エ　府立高等学校　女性教諭（５７歳）『戒告』

平成２９年１１月、授業中に鳴った携帯電話の持ち主ではない生徒だと認識していながら、他の生徒の前で、当該生徒を当該電話の持ち主だと決めつける内容の言動をするなどし、当該生徒や保護者に不信感を抱かせた。

④欠勤…２件（２名）

ア　府立支援学校　女性教諭（３７歳）『戒告』

平成３０年２月から同年３月にかけて、年次有給休暇などを使い果たし、４日と４時間３８分の間、正当な理由のない欠勤をした。

イ　府立高等学校　女性養護教諭（６３歳）『戒告』

平成２９年３月及び平成３０年３月に、年次有給休暇を使い果たし、計２日と７時間１１分、正当な理由のない欠勤をした。

⑤入試ミス…２件（２名）

ア　市立中学校　男性首席（５７歳）『減給６月』

平成３０年度大阪府公立高等学校入学者選抜の一般選抜用の調査書用データを作成した際、調査書作成用の専用ソフトに、第３学年学年末までの成績一覧表を取り込むべきところ、マニュアルの手順に従わず操作したため、第３学年２学期末までの成績一覧表のデータにより調査書を作成した。この誤った調査書により合否判定が行われた結果、本来合格していた４名の受験生が、不合格とされた。

３－３

イ　府立高等学校　男性校長（５６歳）『戒告』

平成３０年度入学者選抜事務において、複数の所属教職員が、受験者受付情報の入力を誤るなどし、さらには、採点ミスをした。

加えて、校長自らも点検の対象となる答案について、府教育庁の定める実施要領どおりの「特別点検」を実施しなかった。

⑥不適正な時間割編成配慮願いの申請など…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（５７歳）『減給６月』

平成３０年３月、平成３０年度の時間割編成の配慮を願い出る際、医師が作成した診断書から、病院名、医師名、印影等を複写するなどして、不正な書類を作成し、管理職に提出した。

また、同教諭は、平成２９年４月下旬から５月上旬にかけて、複数の生徒に対して、褒める際に生徒の頭を撫でる、指名する際、指などで生徒の腕や肩を突つくなどの不適切な言動をした。

　　⑦管理職の職務懈怠…１件（１名）

・　市立中学校　男性校長（５７歳）『戒告』（①体罰「エ」事案関連）

所属教諭による体罰はなかったとの報告を鵜呑みにし、当初、被害生徒への聞き取りを行わなかったなど、適切な学校運営を行っていなかった。

（２）公金公物関係…３件（４名）

　　①通勤手当、扶養手当の着服…１件（１名）

　　　・　府立高等学校　男性副主査（５４歳）『懲戒免職』

平成２９年６月から平成３０年５月にかけて、給与事務担当者としての総務事務システム上の権限を悪用し、通勤手当及び扶養手当として、架空の金額を追給するという不適正な会計処理をし、計８００，０９０円を着服した。

②公物窃取…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（６４歳）『懲戒免職』

学校の物品であるiPadを、無断で自宅に持ち帰り、私的に使用していた。

③部合宿付添旅費の不正受給など…１件（２名）

・　府立高等学校　男性教諭Ａ（６１歳）『減給３月』

　　府立高等学校　男性教諭Ｂ（６０歳）『減給３月』

教諭Ａは、自身が顧問を務める部活動の合宿の付き添いの際、平成２８年度及び平成２９年度の２回にわたり、合宿への付き添い実態のなかった教諭Ｂが、合宿に付き添ったとする虚偽の届け出をして、合宿を実施した。

　また、教諭Ａは、平成２６年４月から平成３０年５月にかけて、公共交通機関による通勤認定を受けながら、年２回から３回程度、自家用自動車で通勤していた。

３－４

　教諭Ｂは、平成２８年度、２９年度の合宿期間中の計８日間、合宿に付き添わず、学校へも出勤しなかった。さらには、平成２８年度の部合宿付添旅費を不正に受給した。

（３）公務外非行…６件（６名）

　　①盗撮、覗き行為…１件（１名）

・　市立小学校　男性首席（３９歳）『懲戒免職』

平成３０年４月、通勤途上の駅で下車し、駅構内の階段を上っていた女子生徒の背後から、自らの膝を曲げ、腰を横に傾けて、当該女子生徒のスカートの内側を覗き込んだところを現場付近で警戒にあたっていた警察官に、大阪府迷惑防止条例違反の容疑で現行犯逮捕された。

また、同首席は、過去から覗き行為や盗撮行為を繰り返していた。

②痴漢…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（３６歳）『懲戒免職』

平成３０年５月、電車内で、女性の身体を触り、大阪府迷惑防止条例違反の容疑で書類送検された。

また、同教諭は、平成３０年２月にも、電車内で、女性の身体に触れたことを認めた。

③強制わいせつ…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（４０歳）『懲戒免職』

平成２９年６月以降、複数回にわたり、路上で女性の背後から抱きつき、服の上から胸を触るなどし、強制わいせつ罪及び公然わいせつ罪の容疑で逮捕、起訴された。

④ストーカー規制法違反…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（２９歳）『停職１月』

平成２９年１０月から平成３０年１月にかけて、交際を断られた女性を誹謗、中傷する内容のメールを計６回送信し、ストーカー規制法違反の容疑で逮捕、送検された。

⑤つきまとい行為…１件（１名）

・　市立小学校　男性教諭（３１歳）『停職１月』

平成２９年３月から、複数回にわたり、同僚教員に執拗にＬＩＮＥを送るなどした。

また、同教諭は、同年４月、当該同僚教員の自宅に行き、家人の通報で駆けつけた警察官に住居侵入容疑で現行犯逮捕された。

⑥窃盗…１件（１名）

・　市立小学校　女性教諭（３６歳）『停職６月』

平成２４年１月、有料駐輪場に駐輪していた、他人の自転車を無断で使用し、以降６年以上もの間、当該自転車を自宅敷地内に保管し続けた。そして、平成３０年４月、家人が警察官から当該自転車に盗難届が出ていると告げられ、同教諭は、事情聴取を受け、同年５月、窃盗の容疑で書類送検された。

３－５

（４）交通法規違反…１件（１名）

・　市立小学校　女性教諭（３６歳）『停職６月』

運転免許の欠格期間中であるにもかかわらず、原動機付き自転車を運転し、無免許運転で検挙され、起訴された。

なお、同教諭は、以前にも、運転免許停止処分中に原動機付き自転車を運転し、無免許運転で検挙され、罰金刑に処せられていた。

３　府教委の取り組み

　○　近年、重大な非違行為事案が多く発生している現状を踏まえ、５月初旬から順次行っている教職員人事課職員による府立学校訪問時において、各校長、准校長に対し、改めて所属教職員への指導の徹底を指示した。

　〇　さらに、平成３０年７月から８月にかけて、「都市教育長協議会」、「町村教育長協議会」などの機会を通じ、教職員の不祥事の根絶に向けて、改めて指導の徹底を指示した。

　〇　毎年度の継続した取組みとして、平成３０年７月１３日、各府立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに、わいせつ行為、ハラスメント、体罰など教職員の不祥事の根絶に向けて、「教職員の綱紀の保持について（通達）」を発出した。通達には、直近年度に発生した懲戒処分事例（概要、発覚の経緯、動機、当事者・処分内容）を添付し、事例毎に「チェックリスト例」の項目を設け、これらを教職員が再読するよう、改めて指導の徹底を指示した。

　○　また、平成３０年４月から６月にかけて、「府立学校新任校長（教頭）研修」及び「小中学校新任校長（教頭）研修」において、職員の不祥事防止に向けた注意喚起を行った。また、同年５月には、初任の常勤講師を対象に、「教職員の服務について」の研修を実施した。

３－６

○－６